

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

社会福祉法人 宮崎市社会福祉事業団

法人本部

1. <<運営方針>>

事業団として高い公益性と専門性を堅持しつつ、法人、指定管理施設及び受託事業の効率的かつ適正な経営に努め、より一層の地域福祉の推進に寄与する。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	第一次中期経営計画及び事業計画に基づき事業を推進する。					→	事業の創出または拡充
(2)	現在の管理運営施設の指定管理者継続を達成する。					→	指定管理者の指定決定
(3)	人材育成に努める。					→	研修等の充実
(4)	経営基盤の強化に努める。					→	IT インフラの強化
(5)	働き方改革関連法に対する理解、運用、規程等整備を行う。					→	理事会上程及び説明
(6)	指定管理施設の安全管理に努める。					→	管理マニュアルの整備及び見直し

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次中期経営計画及び事業計画の実施結果を検証し、次代（5年間）の指針となる「第二次中期経営計画」の策定に反映させる。 ・ 地域との共生を念頭に、各種団体等との交流を積極的に実施し継続する。
(イ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期指定管理（令和3年度から）に関する申請書類の作成を目的に「指定管理申請書作成チーム」を設置し、現在の管理運営施設すべてでの指定管理者継続を達成する。
(ウ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部及び内部研修の充実を図ることで職員個人の自信を高め、施設に対する貢献意欲を引き出す。 ・ 組織横断による職員交流の機会を設け、他事業に対する知識や理解を深めることで、問題意識の共有化を図る。 ・ 職員の自発的能力向上（学会研究発表など）について支援（研修資格助成・表彰制度）を継続し、モチベーションアップや自己研鑽を促す。

(エ)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務効率、財務、法令遵守、ヒトモノ管理を意識した組織改編及び人事配置に取り組み、経営力（新規事業、リニューアル事業）や組織力（意識改革、横断的な連携協力）の向上を生み出す。 ・新たなITシステム（タブレットなど）の導入または更新を実現し、効果的活用により現場を支える職員の業務効率化を図る。
(オ)	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革関連法による是正点（労働時間、労働格差、賃金など）を掘り起こし、解決を図る一方で、サービスの質を維持できるよう職員の体制強化を図り、必要な規程改正等を行う。
(カ)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去における事故等の事例を教訓に、専門家の助言指導や管理の見直しなどリスクコントロールによる事故再発及び未然防止に努め、利用児者の安全確保を徹底する。 ・宮崎市と施設の安全性に関し情報共有を図りながらリスクアセスメントを策定し、それに基づく建物管理について双方の協力体制を強化する。

宮崎市総合発達支援センター

【 診 療 部 】

1. ≪運営方針≫

障がい児・者やその家族等に対し、障がいが疑われる段階から速やかに適切な支援を実施できるよう、相談、診療、訓練等の円滑な調整や質の向上を目指す。また専門的な知識、スキルを活かし、地域の関係機関への支援の充実を図る。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	施設体制の充実を図る。						待機期間 3 カ月未満達成。 全体研修を年 2 回以上達成。
(2)	関係機関との連携強化と支援の充実を図る。						
(3)	新たな事業の創出。						

3-1. 重点施策・事業 (実施項目)

	重点施策内容
(ア)	【人的資源の確保】 ・職員体制を充実させ、受診待機期間の短縮を図る。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上に努める。 ・診療部の相談支援及び調整機能を高める担当職員の役割と機能分担を明確にししながら、相談機能の充実を図る。
(イ)	【各機関との関係の在り方について検討を進める】 ・保健、医療、福祉、教育機関との間で構築されてきた関係性を保ちながら、さらなる強化の在り方について検討を行う。 ・宮崎市、東諸県郡、西都市及び児湯郡の母子保健事業と連携を図る。
(ウ)	【各種ニーズに応じた新規事業の創出に取り組む】 ・将来、専門性を生かした学童期支援が行えるよう、学校並びに児童福祉サービス施設等に対する主体的な取り組みを実施していく。 ・医療的ケア児等に対する支援について具体的な実施を目指す。 ・センター職員（医師、セラピスト、保育士等）による外部の方々（保健師、保育士、教諭、保護者等）に対する研修会等を企画し開催する。

3-2. 担当業務別 重点施策・事業（実施項目）

【 外来 】

	重点施策内容
(ア)	<p>【特殊外来における課題解決】 各科医師の負担軽減のために、サポート体制を取っていく。 精神科・・・児童精神科の診療が継続できるよう、医師確保と勤務継続のための手立てを講じる。診療ケースは高校卒業を目途に他機関への移行を促す。 整形外科・・・宮崎県立こども療育センター、宮崎大学医学部附属病院との連携を強化する。 医師の協力を得て、待機期間の短縮に向けた取り組みを行う。 耳鼻咽喉科・・・他の医療機関での受診が困難であったり、処置が困難な方などを受け入れていく。 眼科・・・視能訓練欄に記載。</p>
(イ)	<p>【診療録保管場所の検討】 診療録が増加しているため、保管場所を早急に検討する。</p>

【視能訓練】

	重点施策内容
(ア)	<p>【検査技術の向上】 ・他院では評価困難で、支援センターでの評価を希望される方も多いため、様々な障がい特性の理解を深め、視力検査技術のスキルアップを図る。 ・施設内外の研修会等に参加し、最新の眼科医療を習得する。</p>
(イ)	<p>【他機関と連携強化】 ・患者の在籍する幼稚園、保育所、学校と直接、もしくは明星視覚支援学校を通して、情報共有をし、適切な支援を行う。 ・医療機関(宮崎大学医学部附属病院、民間眼科医院等)との連携を図る。 ・宮崎市保健所の3歳6カ月児健診に職員派遣を行う。また、検査内容、検査結果等のマニュアル検討について実務者同士の話し合いにも参加していく。</p>
(ウ)	<p>【眼科患者の整理】 ・眼科のみの新患希望者が増加しているため、受診を希望される方の選定基準を検討する。 ・眼科受診を希望されてから1カ月以内に予約が取れるよう、現患者の再診頻度の調整や、他医療機関への紹介等による整理を引き続き行う。</p>

【理学療法】

	重点施策内容
(ア)	<p>【理学療法職員のスキルアップを図る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉領域の資格取得を通して、居宅支援のスキルアップを図る（福祉住環境コーディネーター2級等）。 ・施設内外の研修を通して、求められる支援スキルの習得を行う（個別に年一回以上の施設外研修参加）。
(イ)	<p>【地域生活支援部と連携を図り、福祉・保健・医療・教育分野への貢献に努める】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズに応えられる支援体制を維持する（地域支援を優先し、個別支援のスケジュール調整を行う）。 ・各種福祉機器、および住宅改修等に関する情報の収集に努める（展示会への参加や、情報誌の購読等を通して実施する）。 ・関係機関との連携強化に向け、担当者レベルでの情報共有を図る（支援ノートや、メール等を利用するとともに、年に一回以上の支援会議を行う）。
(ウ)	<p>【新規事業への取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援部と連携し、「居宅医ケア児等への支援事業」や「保育所等訪問事業」など福祉事業分野への取り組みを進めていく。

【作業療法】

	重点施策内容
(ア)	<p>【作業療法支援体制の新たな構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的別のグループ支援（食事・更衣・工作）の実施形態を検討し、ニーズに対応した支援を計画し実施する。 ・家庭や地域での生活（園や学校など）で役に立つ情報を伝達する機会として保護者勉強会を計画し実施する（年間1回以上）。 ・作業療法支援到達目標（年間診療報酬、延人数）を達成する。
(イ)	<p>【作業療法支援スキル向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれのライフステージで求められる能力や支援方法の情報収集を継続して行う。 ・作業療法部門内でのノウハウ共有勉強会を実施する。 ・年1回以上、自己研さんの為の研修会に参加する。
(ウ)	<p>【対外的な支援への積極的な参加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、学校、行政機関等への支援を実施する(年20回以上)。 ・学童期については、特別支援教育就学サポート事業等での支援機会を通じて、小中学校やエリアコーディネーター等の教職員に対し、情報伝達を中心とした間接的な支援を検討実施する。

【言語聴覚療法】

	重点施策内容
(ア)	<p>【評価枠及び訓練枠の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価枠を言語聴覚士1人当たり週1枠の確保に努める。 ・訓練枠を確保するために、再診やカンファレンスにおいて他部門と協議を行い、訓練の見直しについて検討する。
(イ)	<p>【言語聴覚療法支援スキルの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚療法部門内での技術及び情報共有に関する勉強会や、施設外の研修会等へ積極的に参加する。 ・言語・摂食嚥下・聴覚障がいの検査・評価方法について、情報を積極的に収集し、支援内容及び支援方法に反映させていく。 ・地域で発達支援を行う機関を見学し、支援の技術や知識を深める。
(ウ)	<p>【支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「きこえ、発音外来」を通して、難聴の発見と口蓋裂、機能性・器質性構音障がいの支援を行う。また、継続的に聴力検査ができるよう聴力検査機器の維持管理に努める。 ・「摂食、嚥下検査」を通して、摂食、嚥下障がいへの支援を他職種(歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師)と連携して行う。 ・支援センター通所部「すびか」において、摂食、嚥下検査、摂食指導、障がい種別保育及び集団指導を「すびか」職員と連携しながら行う。また、同通所部「宙」においても、摂食、嚥下検査及び摂食指導を「宙」職員と連携しながら行う。 ・地域生活支援部と連携し、療育等支援事業の協働体制を強化する。 ・必要に応じて学童期への支援(評価やアドバイス)を行う。 ・吃音や口唇口蓋裂などに関する保護者勉強会の開催を検討する。
(エ)	<p>【他機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・医療・福祉・保健機関で行われている事業(乳幼児発達相談事業、特別支援教育就学サポート事業、新生児聴覚スクリーニング会議など)へ積極的に職員を派遣し支援を行う。

【心理療法】

	重点施策内容
(ア)	<p>【人的資源の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的なスキルアップを目指し、定期的にケース検討を実施する。センター内のケース検討に限らず、近接領域の公認心理師等とも積極的に情報交換やケース検討を行う。 ・個々人のスキルアップを目指し、これまでやっていない新たな業務（新しい検査法の習得、保護者向け講義、外部向け講義など）にそれぞれが取り組む。
(イ)	<p>【各機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市保健所の乳幼児発達相談事業へ積極的に職員の派遣を行う。 ・教育機関との実践的な連携（特別支援教育就学サポート事業、合同カンファレンス）を図る。 <p>また、その連携のあり方についてもニーズに合わせて刷新していく。</p>
(ウ)	<p>【新規事業の創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている「療育講座(保護者の勉強会)」を継続するほか、より細やかなニーズに応えられるよう「テーマ別講座」を新設する。

【 通 所 部 】

〔児童発達支援センターすぴか〕

1. ≪運営方針≫

- ①発達が気になる、または障がいのある幼児に対し、家庭と連携しながら発達支援を行う。
- ②日常生活の諸活動や集団でのあそびを通して、基本的な生活習慣の確立や友だちとあそぶ力をつけることなど、将来豊かな社会生活を送る基礎作りとなる療育を行う。
- ③地域の子どもたちの生活を支援できるよう、職員等の研修受け入れや情報発信を行う。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	日々の登園や指導計画書等を通して、子どもの発達や健康状態について家庭と共通理解を図り、保護者と共に子どもの育ちを支援する療育環境づくりを行う。						利用者満足度向上
(2)	発達障がい、肢体不自由、視覚・聴覚障がいなどの多様な障がいに対応できるよう、他職種や教育機関との連携を図り、より専門性の高い療育を展開する。						利用者満足度向上
(3)	子どもたちが安全にセンターに通い、あそびや生活ができるよう、送迎を含む保育環境の点検や整備に努める。						事故の発生件数軽減
(4)	積極的に地域の資源を活用し、利用児の生活経験の幅を広げると共に、地域との交流を促す。						利用者満足度向上

(5)	地域で暮らす子どもたちの生活を支援できるよう、保育所等からの研修や実習を積極的に受け入れ、障がいの理解や支援についての情報発信を行う。						実習等の受入れ人数増
(6)	保育所等訪問支援を通して、子どもが集団生活の中で安全安心に過ごせるようになると共に、保育や教育の成果を最大限に引き出すようにする。						利用者満足度向上

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<p>【家庭と連携した療育体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達段階、障がいの程度等を考慮した個別支援計画を作成し、スタッフ間での定期的な見直しや、半年毎または必要に応じて保護者との面談を実施する。 ・毎週金曜日の親子保育や保護者学習会、行事の内容充実を図り、保護者の参加を促す。
(イ)	<p>【診療部や教育機関と連携した療育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療部スタッフが定期的に保育活動に参加し、生活やあそびと連動した発達支援を行う。 ・障がい種別に応じて、支援学校や療育施設との連携を図りながら指導内容の充実を図る。
(ウ)	<p>【職員のスキルアップに関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達、健康管理・維持、障がいの理解や実践等について、職員全体で参加できる研修や勉強会を増やすと共に、定期的な事例検討の場を設け、子どもへの理解や実践を深める機会をつくる。 ・福祉制度やリスク管理、虐待防止などに関する研修に積極的に参加し、子どもの人権や安全への意識を高める。
(エ)	<p>【地域資源（場所・人）との関係促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の一環として、地域への外出や施設等を利用する機会を増やす。 ・行事等を通して、ボランティア受け入れを促進する。

1. ≪運営方針≫

児童発達支援センターすぴかに通所する児童及び家族が、安心して暮らせるように、福祉保健医療サービスの調整を図り、関係機関との重層的な連携により、生活しやすい環境づくりを進める。

2. 重点目標

	項目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	児童発達支援センターすぴかに通う児童がすくすくと育つ環境を整えるため、福祉サービスの情報提供や利用調整を行う。						利用者満足度向上
(2)	児童発達支援センターすぴかの職員と連携を図りながら、障がい児支援利用計画書、モニタリング報告書の作成を行う。						利用者満足度向上

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	児童発達支援センターすぴかに安心して通うための支援 ・週5日の通園を円滑に行うことができるよう、福祉サービスの利用調整を行う。
(イ)	入園、卒園後の支援 ・入園に対する保護者の心配に耳を傾けながら、福祉サービスの情報提供や利用調整を行う。 ・年長児の保護者へ、卒園後の就学に向けた福祉サービスの情報を適時提供し、放課後等デイサービス等の利用調整を行う。
(ウ)	宮崎市自立支援協議会子ども支援部会への参加 ・子ども支援部会等に積極的に参加し、子どもの支援に関する情報共有や様々な機関との連携強化を図る。その中で、乳幼児期における地域の相談支援体制の推進（異職種間の支援ネットワーク構築、地域での共助づくり等）に協力を行う。

1. 《運営方針》

利用者がそれぞれの個性を生かし、人との出会いを広げながら社会人として地域で暮らしていくための支援を行う。また、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を行う。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	利用者支援の充実（日中活動） ・障がいの重い利用者や家族のニーズに応じた、多様な日中活動を提供する。 ・他の人々との交流や仲間づくりを通し、生活に広がりをもたせ、より良い生活の場を提供する。						利用者満足度向上
(2)	利用者支援の充実（生活支援） ・障がいの重い利用者に対応した安心安全な入浴、食事、排泄介助等の生活支援を提供する。						利用者満足度向上
(3)	医療的ケアの充実 ・重度化に対応した、専門的な医療的ケアを提供する。						利用者満足度向上

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<p>【利用者の生活の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントや調査により、様々な利用者のニーズを把握し、安心安全な生活支援や、様々な日中活動の提供に努める。 ・他の人々との交流や仲間づくりを通し、生活に広がりをもたせ、より良い生活の場の提供に努める。 ・利用者の重度化に対応するため、先進的な施設視察や研修を行い、職員の専門的な指導力の向上を図る。
(イ)	<p>【医療的ケアの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の健康状態を把握し健康保持に努めるなど、健康管理を徹底する。 ・利用者に応じた医療的ケアや適切な処置に努める。 ・重度化する利用者の医療的ケアに対応できるよう、看護師やその他職員の専門性向上を図る。

【 地域生活支援部 】

【そうだんサポートセンター おおぞら】

1. <<運営方針>>

- ①宮崎市及び広域2町における在宅障がい児・者とその家族が安心して暮らせるように、福祉保健医療サービスの調整を図り、関係機関との重層的な連携により、生活しやすい環境づくりを進める。
- ②障がい児・者相談支援については、「宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター」として、中核的な相談支援機関の役割を担う。
- ③療育の各種支援事業等を展開し、地域のネットワーク化を推進する。
- ④障害者総合支援法及び児童福祉法の見直しや法律施行に関する国、県及び宮崎市の動向に注視し、障がい児者相談支援や、医療的ケア児等支援及び保育所等訪問支援等の児童発達支援に関する今後の運営を強化する。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	障がいのある方等の様々な相談に対し情報提供や福祉サービスの利用調整を行い、サービス等利用計画書や障がい児支援利用計画書等の作成を行う。						利用者満足度向上
(2)	宮崎市及び広域2町の障がい児者相談支援に係る地域生活支援拠点等整備と虐待防止の推進を行う。						利用者満足度向上
(3)	障がい児等療育支援事業を円滑に行う。						利用者満足度向上
(4)	巡回支援専門員整備事業を円滑に行う。						利用者満足度向上
(5)	乳幼児期介護者サポート事業を円滑に行う。						利用者満足度向上
(6)	制度改革に関する情報収集及び整理を行い、障がい児者相談支援や、医療的ケア児等支援及び保育所等訪問支援等の児童発達支援に関する今後の運営を強化する。						利用者満足度向上

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	専門性の高い複雑困難な事例への対応 ・基幹相談支援・虐待防止センターとして、他の指定相談支援事業所が担えない専門性の高い複雑困難な事例への対応を行う。
(イ)	計画書作成担当事業所の紹介・案内 ・利用者や市・関係事業所からの相談に応じ、サービス等利用計画書や障がい児支援利用計画書を作成してくれる指定相談事業所の紹介・案内を行う。
(ウ)	他の指定相談支援事業所への助言 ・宮崎市の相談支援体制の強化を図る取り組みとして、他の指定相談支援事業所に対して専門的な助言等を行う。
(エ)	療育の相談支援 ・家庭や施設を訪問するなど地域を巡回し、障がい児（気になる子ども）やその家族に対する療育相談を行う。 また、障がい児（気になる子ども）が通所する施設を訪問し、職員に対する助言等を行う。
(オ)	のびのびくらぶ(乳幼児期介護者サポート事業)の実施 ・医療的ケア等があり健康面に配慮が必要で、保育環境が整わない乳幼児とその家族に対して、育児負担の軽減と養育不安の解消を目的に、あそびの提供、相談助言（健康管理、医療、福祉サービス、療育等）、親同士の情報交換（ピアカウンセリング）を行う。
(カ)	宮崎市自立支援協議会との連携強化 ・障がい者基幹相談支援・虐待防止センターと宮崎市自立支援協議会の連携を強化するため「子ども支援部会」の事務局を担うとともに、その他部会の会議にも積極的に参加する。 ・協議会組織との連携強化を図る中で、地域支援に関する情報共有や地域づくりを推進する。
(キ)	関係機関等との連携強化 ・各種事業を円滑に進めていくために、宮崎市総合発達支援センター通所部及び診療所はもとより、市町村福祉課、児童相談所、医療機関など関係機関や事業所との連携強化を図る。
(ク)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施 ・医療的ケア児等（人工呼吸器の装着、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等への支援が適切に行える人材を養成する（宮崎県からの委託事業）。
(ケ)	運営方針の検討及び強化推進 ・宮崎市第5期障がい福祉計画（宮崎市第1期障がい児福祉計画）などに基づき、障がい児者相談支援に係る地域生活支援拠点等整備や医療的ケア児等支援を推進する。 また、保育所等訪問支援や乳幼児期介護者サポート事業の運営を強化し、居宅訪問型児童発達支援の運営を検討する。

児童館・児童センター

1. <<運営方針>>

児童に安全で安心できるあそび場（居場所）を提供し、児童の健全育成を図るとともに、職員の専門性を活かし子育て家族への支援を促進する。また、関係機関との連携を図り地域の子育て環境づくりに積極的に取り組む。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	子育て支援の充実 ※乳幼児の主体性を尊重する豊かな遊びの実施（例：乳幼児プレーパーク） ※赤ちゃん健康相談（「マタニティ相談」「子育て相談」）の実施 ※乳幼児の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるよう地域社会とともに取り組む						乳幼児及び保護者数増
(2)	開催行事や講座の内容の充実 ※地域の高齢者の方とのふれあい事業の拡充						高齢者とのふれあい事業を年2回以上開催
(3)	中高生の受け入れ促進 ※異年齢ふれあい交流事業の開催 ※ボランティア活動の定着						中高生利用者数増
(4)	児童問題の発生予防、早期発見及び早期対応 ※問題行動における情報など、学校及び行政機関等との共有化を図る						
(5)	職員のスキルアップ ※研修会への積極的な参加及び館内研修の充実 ※宮崎県児童連絡協議会の委員や研修講師の活動						
(6)	児童の体力増進						
(7)	安心安全な環境づくり						

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<p>児童を通じた地域交流及び世代間交流の促進並びに事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント（ふれあいフェスタ、地区文化祭等）へ参加する。 ・児童館での行事（こどもまつり、もちつき大会、寺子屋、大掃除等）の際の中高中生ボランティアへの参加・協力依頼を行う。 ・中高生参加型の行事を開催する。 ・地域のボランティア希望者を発掘する（講座の講師、行事への協力）。 ・委託事業である「生き生き地域子育て活動応援事業」を積極的にを行い、高齢者との世代間交流を図る。 ・地域組織（子ども会、幼児クラブ、運営委員会、自治会、さんさんクラブ、地区社会福祉協議会等）との連携強化を図る。 ・地域資源を活用した事業を構築する。 ・保健師による保護者への妊娠期相談や育児相談を行う。 ・児童館活動情報を地域に発信するため積極的な広報活動を行う（館便り配布、事業団ホームページでの広報等）。 ・児童の権利向上を目的とした、意見を述べる場を提供する（児童委員会の設置等） ・地域に出向き、遊びや文化的活動等の体験機会を提供するよう努める（移動児童館等）
(イ)	<p>職員の「プレイワーカー」「児童ソーシャルワーカー」「コミュニティワーカー」としての能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の自己啓発に努めるとともに研修へ参加する。 ・職員間の共通理解を深めるために、定期的に報告及び情報共有を行い、全員のスキルアップに努める（定例職員会議等）。 ・児童や子育て家庭が抱える問題について、行政機関や地域の様々な組織と連携を図り、発生予防、早期発見、早期対応に努める。 ・小中高生の居場所づくり（不登校児受入など）を行う。 ・複数館合同で開催する「乳幼児プレーパーク事業」の継続と拡充を実現する。
(ウ)	<p>危機管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備に努める（施設点検、施設内外の清掃、遊具の点検、修理の徹底、おもちゃ消毒、夏場及び冬場の遊戯室等の環境改善）。 ・安心安全な遊び場を提供する。 ・避難訓練（火災、津波、不審者）を定期的実施する。 ・救急救命処置訓練を実施する。
(エ)	<p>児童を対象とした体力の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館交流卓球大会の参加、館内でのスポーツ行事（一輪車、グラウンドゴルフ、なわとび、ドッジボール等）を実施する。 ・児童が主体的に取り組み、達成感を満たす活動を実施する（卓球教室、一輪車検定等） ・遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力を養成する。
(オ)	<p>スケールメリット（14館の一括管理）を最大限に利用した児童館運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館長会を定期的開催し、情報交換、情報共有、事例報告など、多くの発表を行う。 ・全館の遊具、大型絵本等が確認できる資料「たからばこ」を作成し、相互に貸し借りできるような環境整備を図る。 ・各館で実施している講座を集約した資料「わくわく講座ガイド」を作成し、館運営に有効活用するとともに児童館全体の質の向上を図る。 ・児童厚生員会を定期的開催し、情報交換や研修会（工作、レクリエーション、救急法等）を通して、児童厚生員の資質向上を図る。 ・各館で作成している「館便り」を供覧することで館運営に有効活用し、児童館全体の質の向上を図る。 ・指定管理者申請に向けて特別チームを設置し、事業計画書策定の検討及び作成を行う。

巡回児童館、ハローキッズルーム、児童クラブ

1. <運営方針>

児童を対象に安心・安全な遊び場、居場所を提供し、様々な家庭環境にある児童に起こりうる問題に配慮する。また、地域における児童健全育成施設としての新たな役割・機能を積極的に果たすとともに、職員一人ひとりが自己研鑽に努め、多様な社会的ニーズに対応する。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	遊び・工作内容の充実 ※仲間づくりや社会性を育む新企画 ※児童の創造性を高め、達成感を与えられる新企画、自然物を利用した製作						利用児満足度向上
(2)	安心安全な環境作りと衛生管理の徹底 ※事故発生時は、児童及び保護者に配慮した迅速な対応を行う ※来所並びに帰宅時の安全対策を図る(安全確保マニュアルの策定等)						利用児満足度向上 感染症の流行を防ぐ
(3)	児童問題の発生予防、早期発見及び早期対応 ※家庭環境などについて保護者とコミュニケーションを密に行う ※学校との連携強化						
(4)	職員のスキルアップ						
(5)	情報漏洩事故を防ぐ ※「情報セキュリティセルフチェックリスト」による定期確認を行う						情報漏洩事故ゼロ
(6)	地域交流の促進						

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<p>児童を通じた地域交流及び世代間交流の促進、安全安心な居場所の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域文化祭、中学生や高齢者など異年齢ふれあい交流会等へ参加する。 ・新しい工作の考案、既存の工作の工夫と活用を行う。
(イ)	<p>創造する能力の向上及び人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の「プレイワーカー」「児童ソーシャルワーカー」としての能力向上。 ・研修等への参加と視察に取り組む。 ・職員間、保護者、学校との連携強化により情報の共有化（児童の様子等）を図る。 ・児童の意志を取り入れた行事、講座、遊びを行うよう努める。
(ウ)	<p>安全管理、危機管理、衛生管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所や遊具玩具等の徹底した定期チェックを実施する。 ・手洗いやうがいなど、感染症対策の徹底を図る。 ・感染症に対する知識向上、発生時の対応策などの研修会等へ参加する。 ・屋外遊びの開始前に注意事項を子供に伝えるなど、注意喚起の徹底を図る。 ・「放課後児童クラブ管理運営マニュアル」を作成し、円滑な児童クラブ運営を行う。

老人福祉センター・老人いこいの家

1. <<運営方針>>

高齢者の地域福祉の拠点として、高齢者が充実した豊かな人生が送れるよう健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の積極的な支援に努める。

さらに、高齢者の体力づくり、介護予防、病気予防等を推進し、高齢者の生きがいづくりを総合的に支援する。

また、公益社団法人宮崎市シルバー人材センターと連携し、共同体の強みである「多種の分野に精通する豊富な人的資源」を活かした共同運営を行う。

2. 重点目標

	項 目	目標年度					目標値 (活動指標又は成果指標)
		28	29	30	1	2	
(1)	施設の利用促進 ※「快適空間」の創出						利用者数の増加
(2)	地域との交流事業の実施						利用者数の増加
(3)	安全管理の充実 ※入浴設備等の衛生管理の徹底						
(4)	人材育成の強化						

3. 重点施策・事業（実施項目）

	重点施策内容
(ア)	<p>魅力ある講座の開催、効果的な施設提供、継続的な健康運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回の講座を開催する(市政出前講座、地域包括支援センター講話など)。 ・サークル活動等の充実や、発表の場を確保する(敬老会など)。 ・運動教室の開催(毎日)や、宮崎市の生きがい運動を実施する。 ・医療専門職(保健師、理学療法士など)による健康体操及び相談を実施する。 ・介護予防、病気予防、体力づくりの推進。
(イ)	<p>地域団体との交流や促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保育所、児童館、自治会等と交流事業の実施(昔遊び、運動会、餅つき、節分など)。 ・地域包括支援センターや民生委員との連携（一人暮らし高齢者の見守り体制確立）。

(ウ)	<p>衛生管理や安全対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴場衛生管理に精通する専門家の施設検証、安全対策及び職員研修を行う。 ・災害等に対する避難訓練、体調不良者への緊急対応訓練を実施する。 ・浴室衛生管理マニュアルを基にした管理を徹底する。 ・レジオネラ属菌汚染防止対策講習会へ積極的に参加する。 ・宮崎市保健所による浴槽査察において、指摘事項や技術的助言を受けた内容について改善報告書を作成し、助言を衛生管理に反映させる。
(エ)	<p>災害時の地域防災機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難施設として、建物等の管理を徹底する。 ・地域団体が実施する避難訓練での施設提供並びに参加を行う。
(オ)	<p>職員のスキル向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発や職場内研修の実施、ノウハウの継承。
(カ)	<p>指定管理者申請に関する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長会において、指定管理者申請に向け、事業計画書策定の検討及び作成を行う。